

温泉分析書別表

- 1 源泉名 大洗温泉 1号泉、2号泉
- 2 採取地及び源泉所在地 茨城県東茨城郡大洗町大字大貫町字中区 8790-1 1、2号泉塩素注入後の混合槽にて採取
茨城県東茨城郡大洗町大字大貫町字瓜畑 5040番 大洗1号泉
茨城県東茨城郡大洗町大字大貫町字瓜畑 4924番 大洗2号泉
- 3 温泉分析申請者 大洗町長 小谷 隆亮
- 4 泉質 ナトリウム-塩化物冷鉱泉（低張性-中性-冷鉱泉）
- 5 分析結果における療養泉分類の泉質に基づく禁忌症、適応症は次のとおりです。
（環境庁自然保護局長通知（昭和57年5月25日）環自施第227号及び228号による。）
- (1) 浴用の禁忌症
（一般的禁忌症）
急性疾患（特に熱のある場合）、活動性の結核、悪性腫瘍、重い心臓病、呼吸不全、腎不全、出血性疾患、高度の貧血、その他一般に病勢進行中の疾患、妊娠中（とくに初期と末期）
（泉質別禁忌症）
なし
- (2) 飲用の禁忌症
（泉質別禁忌症）
腎臓病、高血圧症、その他一般にむくみのあるもの、甲状腺機能亢進症のときはヨウ素を含有する温泉を禁忌とする。
- (3) 浴用の適応症
（一般的適応症）
神経痛、筋肉痛、関節痛、五十肩、運動麻痺、関節のこわばり、うちみ、くじき、慢性消化器症、痔疾、冷え症、病後回復期、疲労回復、健康増進
（泉質別適応症）
きりきず、やけど、慢性皮膚病、虚弱児童、慢性婦人病
- (4) 飲用の適応症
（泉質別適応症）
慢性消化器病、慢性便秘
- （浴用上の一般的注意事項）
ア 温泉療養を始める場合は、最初の数日の入浴回数を1日当たり1回程度とすること。その後は1日当たり2回ないし3回までとすること。
イ 温泉療養のための必要期間は、おおむね2ないし3週間を適当とすること。
ウ 温泉療養開始後おおむね3日ないし1週間前後に湯あたり（湯さわり又は浴湯反応）が現われることがある。「湯あたり」の間は、入浴回数を減じ又は入浴を中止し、湯あたり症状の回復を待つこと。
エ 以上のほか、入浴には次の諸点について注意すること。
（ア）入浴時間は、入浴温度により異なるが、初めは3分ないし10分程度とし、慣れるにしたがって延長してもよい。
（イ）入浴中は、運動浴の場合は別として一般には安静を守る。
（ウ）入浴後は、身体に付着した温泉の成分を水で洗い流さない（湯ただれを起こしやす人は逆に浴後真水で身体を洗うか、温泉成分を拭き取るのがよい）。
（エ）入浴後は湯冷めに注意して一定時間の安静を守る。
（オ）次の疾患については、原則として高温浴（42℃以上）を禁忌とする。
イ、高度の動脈硬化症
ロ、高血圧症
ハ、心臓病
（カ）熱い温泉に急に入るとめまい等を起こすことがあるので十分注意をする。
（キ）食事の直前・直後の入浴は避けることが望ましい。
（ク）飲酒しての入浴は特に注意する。
- （飲用上の一般的注意事項）
ア 飲泉療養に際しては、温泉について専門的知識を有する医師の指導を受けることが望ましいこと。
イ 温泉飲用の1日の量は一般に100mlないし200ml程度とし、その1日の量はおおむね200mlないしは1000mlまでとすること。
ウ 強塩泉、酸性泉、含アルミニウム泉及び含鉄泉はその泉質と濃度によって減量し、又は希釈して飲用すること。
エ 以上のほか、飲用については次の諸点について注意すること。
（ア）一般には食前30分ないし1時間がよい。
（イ）含鉄泉、放射能泉及びヒ素又はヨウ素を含有する温泉は食後飲用する。含鉄泉飲用の直後には茶、コーヒーなどを飲まない。
（ウ）夕食後から就寝前の飲用はなるべく避けることが望ましい。

（注）この別表は、温泉法第18条による掲示に必要な参考資料となるものです。

（飲用は、別途許可が必要です。）